

綾瀬市特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は認定こども園が提供するものに限る。）を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供に要する費用のうち副食に係る費用（以下「副食費」という。）に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する施設等利用給付認定保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る当該年度分（4月から8月までの補助金にあっては前年度分）の市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者
- (2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる者
- (3) 令第15条の3第2項の市町村民税を課されない者に準ずる者。この場合において、4月から8月までの補助金にあっては前年度分の市町村民税により、9月から3月までの補助金にあっては当該年度分の市町村民税により判定するものとする。

(市町村民税所得割合算額の算定等)

第3条 前条第1号の市町村民税所得割合算額の額の算定については、綾瀬市保育料条例施行規則（平成27年綾瀬市規則第8号）別表第1の規定の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者の算定に係る課税年度の前年の収入合計額が120万円以下であって、子どもの祖父母と同居（二世帯住宅を含む。）している場合にあっては、当該祖父母のうちいずれか高い者の市町村民税課税額を施設等利用給付認定保護者の市町村民税課税額に合算する。
 - (2) 施設等利用給付認定保護者と事実上の婚姻関係にある同居人がいる場合は、その者の市町村民税課税額を合算する。ただし、その者が施設等利用給付認定保護者とは別に独立した生計を営んでいたことが認められる書類を提出したときは、この限りでない。
 - (3) 施設等利用給付認定保護者が離婚（協議中及び調停中を含む。）等の理由により別居し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳により、その事実が確認できる場合は、別居している施設等利用給付認定保護者の市町村民税課税額を合算しない。
 - (4) 施設等利用給付認定保護者のいずれかが拘禁等により別居している事実が分かる書類の提出があったときは、その期間中に限り、その者の市町村民税課税額を合算しない。
- 2 施設等利用給付認定保護者が算定に係る課税年度の前年において、外国に居住していた等により市町村民税を証明する書類の提出ができないときは、外国で発行された外貨における収入額等を提出するものとする。この場合において、提出された収入額等を元に前年の平均レートにより円換算して、市町村民税を算定するものとする。
 - 3 前2項の規定により市町村民税課税額が確認できないときは、施設等利用給付認定保護者は、収入額等を証明する書類を提出するものとする。
 - 4 税額更正により、市町村民税課税額に変更があったときは、変更後の市町村民税課税額により算定し、補助対象者の可否を判定するものとする。
(補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、施設等利用給付認定保護者が支払う副食費とする。ただし、補助対象者が第2条第2号に該当する場合は、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち、最年長者及び2番目の年長者に係る副食費を除くものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象者が支払った前条の費用の額とする。ただし、当該額が1月当たり4,900円を超える場合は、1月当たり4,900円を上限額とする。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、補助対象費用の支払いをした年度の末日までに行わなければならない。

3 次の各号に該当する場合は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 当該年度に係る市町村民税の賦課期日に市内に居住していないときは、同日に居住していた市町村が発行する市町村民税課税証明書、市町村民税納税通知書若しくは特別徴収税額通知書又はその写し

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する者の場合は、市長又は福祉事務所長の証明

(3) 施設等利用給付認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである場合は、児童扶養手当証書の写し又は保護者の戸籍の全部事項証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

（決定の通知）

第7条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

（補助金の請求）

第8条 規則第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、綾瀬市特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助金交付請求書（第3号様式）に綾瀬市特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 偽りその他不正の行為により、補助金の交付を受けた者があるときは、市長は、当該交付を受けた者から既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年2月17日から施行し、令和元年10月1日から適用する。
(綾瀬市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱の一部改正)
- 2 綾瀬市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱（平成28年1月1日施行）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

14	特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助事業	子育て支援課
----	---------------------------	--------

第1号様式裏面中

「

13	民設放課後児童クラブ保育料助成事業	青少年課
----	-------------------	------

」を

「

13	公設放課後児童クラブ利用者負担金関係事務	青少年課
14	特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助事業	子育て支援課

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年8月17日から施行し、同年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき決定された副食費に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助金交付申請書

年　月　日

(宛先) 綾瀬市長

申請者 住所

氏名

電話番号

綾瀬市特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。補助金の交付審査に当たり、申請者世帯の住民情報及び税情報並びに通園先の幼稚園が有する副食材料納付状況等の審査のために必要な情報を市長が閲覧することに同意します。

【 年度分】

1 児童	氏 名	
	生年月日	年　月　日
	利用施設名	
2 交付申請額	円	

3 交付申請額内訳

対象月	副食材料費 (A)	補助額（Aと 4,900円のうち 低い額）	対象月	副食材料費 (A)	補助額（Aと 4,900円のうち 低い額）
4月	円	円	10月	円	円
5月	円	円	11月	円	円
6月	円	円	12月	円	円
7月	円	円	1月	円	円
8月	円	円	2月	円	円
9月	円	円	3月	円	円

※給食費（副食材料費が分かるもの）に係る領収証の写しを添付してください。

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助金交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

印

年　　月　　日付けで申請のあった綾瀬市特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助金を次のとおり決定しました。

補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない (理由：)
補助金交付申請額	円
補助金交付決定額	円
備　　考	

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助金交付請求書

年　　月　　日

(宛先) 綾瀬市長

住所

請求者 氏名

電話番号

綾瀬市特定子ども・子育て支援施設等における副食費補助金交付要綱第8条の規定に基づき請求します。

補助金交付決定額	円
請求額	円

振込口座

フリガナ			
口座名義人			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		
支店名	本店・支店		
預金種目	普通・当座	口座番号	